

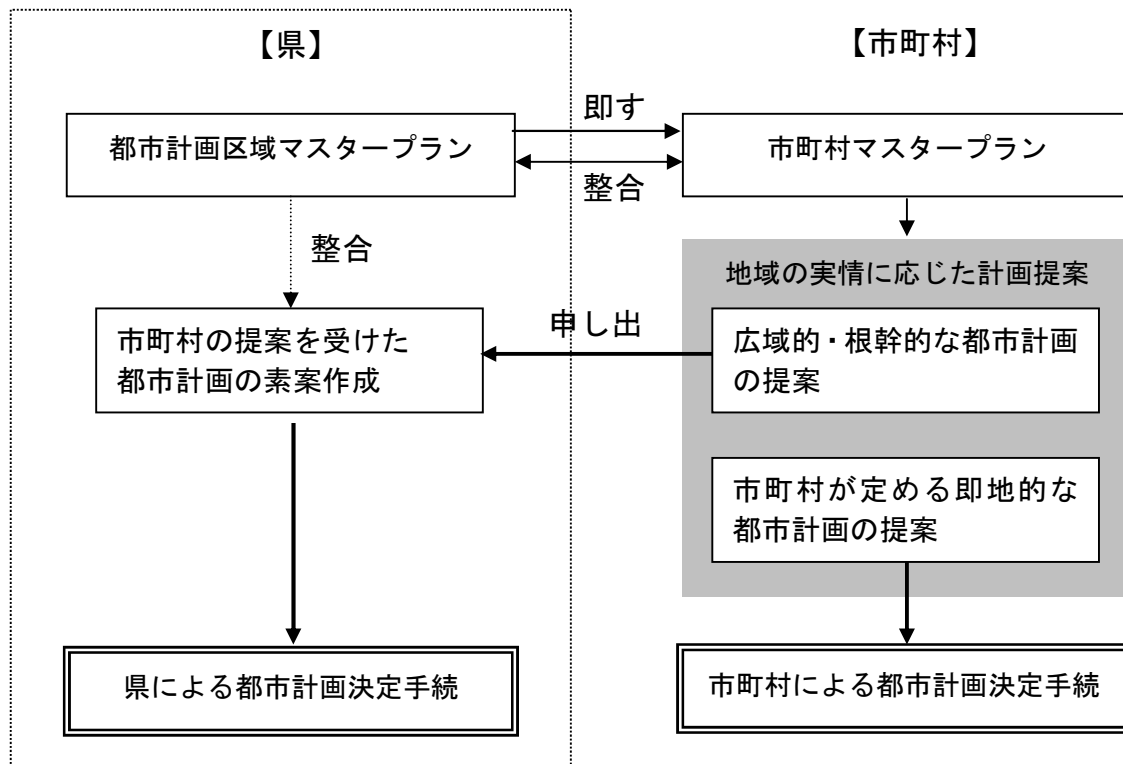
1 都市計画決定手続における県と市町村との役割分担の明確化

(1) 県決定都市計画の案は、市町村からの提案を受けて作成

ア 県決定の広域的・根幹的な都市計画については、市町村の都市計画の骨格となるため、地域の実情に通じた市町村による都市づくりの全体像検討の中で、関連計画との整合に配慮した総合的な計画提案が必要です。

イ また、本県においては、比較的小規模の都市が飛び地的に形成されているという地形的要因から都市計画区域が行政区域内に包括されているケースが多く、広域的・根幹的な県の定める都市計画であっても、各市町村のまちづくりに密接に関連しているのが特徴です。

ウ このため、県が決定する都市計画の素案については、都市計画法第15条の2の規定に基づき、関係する市町村からの申し出を受けて作成することを基本とします。ただし、区域区分等の根幹的な都市計画については、県から基本的事項を示します。



(2) 市町村決定都市計画の案に対する、県同意の基本

ア 市の都市計画については、県の協議、町村決定の都市計画については、県の同意が必要ですが、市町村主体の都市計画運営を徹底していくために、県は市町村の意向を尊重しながら、必要最小限の関与に留めることとします。

イ その際に、県が同意するか否かを判断する際の基本的考え方を以下のように定めます。

県同意の判断視点

- 一の市町村の区域を超えて影響を及ぼす都市計画については、広域の見地から関係機関と調整が図られていること。
 - 一の市町村の区域を超えて作用する、又は相互に干渉しあう都市計画については、関係する市町村など関係機関との調整が図られていることが必要です。
- 県が決定した、若しくは決定しようとしている都市計画と適合していること。
 - 県が既に決定している、若しくは決定に向けた手続きが進行している都市計画との適合が必要です。

ウ また、法定の要件ではありませんが、都市計画手続きを円滑に進める視点から、以下の事項も考慮することが望まれます。

- 都市計画の計画内容が、県が広域的観点から示した施策・計画と整合していること。
 - 本県では、活力にあふれ個性とうるおいあるまちづくりの方針として「鹿児島県都市計画基本方針」を示しており、この基本方針に即していることが望まれます。
- 関係機関との調整が図られたか、若しくは図られることが確実であること。
 - 関係機関との調整は、法令に定めがある場合に限らず、関係法令に適合しているか否かの判断が必要と考えられる範囲において、調整が行われていることが望まれます。

(ア) 都市計画法第 19 条第5項の規定による手続きが必要とされる協議等に係る標準的な処理期間は、事前協議については 60 日、本協議については 30 日とします。

(イ) 都市計画法第 19 条第5項の規定による手続きが必要とされない協議等に係る標準的な処理期間は、事前協議については 40 日、本協議については 20 日とします。

2 都市計画手続の透明化

(1) 公聴会等の開催

都市計画の案の作成においては、次のような方法により、住民意見の反映に努めます。

説明会、公聴会、パブリックコメント等

なお、説明会の開催にあたっては、住民が事前に案の内容が十分把握できるように努め、説明会では案の説明とともに、住民が公開の場で意見陳述が行えるようにします。

ア 特に、県の定める都市計画においては、住民意見を反映させるための措置として、公聴会を行います。公聴会については、社会的影響が大きいと判断される場合に開催します。

イ 県の定める都市計画に関する公聴会の運営については、鹿児島県都市計画公聴会規則の規定に基づき開催します。

ウ 公聴会での意見及び意見に対する見解については、都市計画案の修正及び都市計画審議会における審議の対象となります。

(2) 都市計画に係る案の縦覧

ア 都市計画の案の縦覧については、各種の広報やホームページ等により住民に周知することが重要です。

イ 県の定める都市計画の縦覧については、県公報及び県都市計画課ホームページにより住民に周知します。また、市町村に対し、縦覧に関するお知らせの掲示板への掲示等を依頼します。

ウ 県の定める都市計画の縦覧時における意見及び意見に対する見解については、都市計画審議会における審議の対象となります。

(3) ホームページの活用

ア 都市計画に対する住民の合意形成を円滑化し、これまで以上に都市計画決定手続における住民参加機会の拡大等を図るために、県都市計画課のホームページを活用して、都市計画手続等に関する情報を公開します。

イ 発信する情報としては、鹿児島県都市計画基本方針や都市計画区域マスタープラン等の内容、都市計画の手続きに関するお知らせ、景観や屋外広告物に関する情報、及び都市計画や事業に関するQ&A等を公開します。